規　則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月二十六日

埼玉県人事委員会委員長　馬　橋　隆　紀

埼玉県人事委員会規則七―一〇〇二

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二二一）の一部を次のように改正する。

別表第七ロの表中

「

78
79
80
81
81
82
82
83
83
84

」

を

「

77
78
78
79
79
80
80
81
82
83

」

に改める。

別表第七ハの表中

「

54
55
56
57
57
57
58
58
58
59
59
59
60

」

を

「

53
54
54
55
55
56
56
57
57
58
58
59
59

」

に、

「

34
34
34
35
35
35
36
36
36
37
37
37
37
38
38
38
38
39
39
39
39
39
40

」

を

「

33
34
34
34
34
35
35
35
35
36
36
36
36
37
37
37
38
38
38
39
39
39

」

に改める。

別表第七ニの表中

「

29
29
29
30
30
30
31
31
31
32
32
32
33
33
33

」

を

「

28
29
29
29
29
30
30
30
31
31
31
31
32
32

」

に改める。

別表第七ホの表中

「

34
35
36
37
37
38
38
39
39
40

」

を

「

33
34
34
35
35
36
36
37
38
39

」

に改める。

別表第七への表中

「

78
79
80
81
81
81
81
82
82
82
82
82
83
83
83
83
83
84

」

を

「

77
78
78
79
79
80
80
81
81
81
81
82
82
82
83
83
83
83

」

に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の初任給規則」という。）の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

（経過措置）

2　平成二十九年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の初任給規則の規定による号給が改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下この項において「改正前の初任給規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の初任給規則の規定にかかわらず、改正前の初任給規則の規定による号給とするものとする。

3　この規則の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に埼玉県人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。